

第5章 実現の方策

各情報化関連施策の実施に当たっては、以下の各項目を重点的に推進することにより、基本理念及び主要目標の実現を目指します。

1. 住民や様々な団体との協働による推進体制の整備

情報化の推進は、システムの開発や人材の育成など継続的な取り組みを必要とするものが多く、多額の費用を必要とするものが少なくないことから、計画的な実施と、進行管理が必要です。

今後、計画の実現に向け、庁内の推進体制を整備するだけでなく、住民や民間企業、NPO法人、ボランティア団体を含む各種団体と行政との協働による推進体制づくりや、すでに取り組みが進みつつある領域においては、さらなる強化が必要です。

また、地域内の住民や各種団体間のコミュニティ形成のため、必要な情報化支援に努めます。

(1) 庁内の推進体制の整備

情報化に関する施策や事業の実施にあたっては、庁内における横断的な連携が不可欠であり、情報所管課を基軸に各課で所管する情報システムの導入、維持管理についての調整機能の強化を図ります。

特に、複数の部署にまたがって利用されるシステムの導入などにおいては、関係課による連絡調整会議などを設置するなど、円滑な推進が図れるように努めます。

(2) 計画の進捗管理

情報化施策や事務事業の推進にあたっては、限られた予算の中で優先順位をつけながら効率的かつ効果的に取り組む必要があることから、実施計画(アクションプラン)の計画的な推進に努め、情報所管課及び各システム所管課でその進捗管理に努めます。

(3) 地域コミュニティの情報化支援

地域内の住民やボランティア団体、企業、NPO法人などの間での情報交流の活発化に向けた環境整備を図ります。

また、これら住民と各種団体間での協働を促進するために、各団体の活動内容や人材の募集などの情報発信が可能な仕組みを検討するなど、地域の住民連携を支援します。

2. 行政事務における情報化の推進

今日、行政事務の多くは情報システムの支援なしには執行できない状況にあります。しかし、厳しい財政状況の中で、効率的で効果的な行財政運営を進めていくためには、情報システム関係費も聖域ではありません。

従って、情報システムの導入にあたっては、単に事務処理の情報化を図るだけでなく、従来の業務プロセスを見直し、簡素で効率的な新たな行政システムの構築が必要です。

(1) 行政事務の効率化の推進

行財政改革の取り組みとの連携を図りながら、行政評価における施策評価や事務事業評価とも連動した情報システムの見直しに留まらず、事務事業そのものが必要であるかどうかも含めて見直しを進めます。

(2) 災害発生時に備えた業務体制の確立

日本各地で発生している大規模災害から得られた教訓の一つとして、平常時のみならず災害時における情報発信手段の確保、確立の必要性が挙げられます。情報システム部門における業務継続のための計画を策定するほか、災害発生に備えた対応のための各情報通信事業者との連携やクラウド・サービスの活用なども検討します。

(3) 他団体との情報システムの共同運用、共同調達の推進

京都府や府内市町村と共同運用する、基幹業務支援システムを導入したことにより、共同運用、共同調達による導入コスト及び維持管理コストの低廉化が可能となることが実証されました。

今後も、共同運用、共同調達が可能な情報システムについては、それらシステムの導入に向けて積極的な検討を行います。

(4) 職員の情報リテラシーの向上

今日、職員に求められる情報リテラシーは、単に情報通信機器の操作能力の向上に留まるものではありません。ネットワーク環境全般における知識や、その環境を生かして横断的な連携を図りながら、施策の企画立案を行う能力など、より高度な情報化に関する資質の向上に努めます。

3. 情報化に伴う諸課題への対応

個人情報の価値が年々高くなっている現代社会において、個人情報の適切な管理は行政にとって非常に重要な課題の一つです。技術的な保全策に加え、人的な個人情報保全策についても、組織として確実な保護と取り扱いが必要となります。

その一方で、行き過ぎた個人情報の保護意識がもたらす行政事務の停滞などが、結果として不利益をもたらすことがないか、慎重な検証が必要です。

ただし、当然のことながら法の運用は厳格でなければならず、個々の住民に不利益が及ぶことのないよう、個人情報の保護には細心の注意を払いながら、適切な取り扱いに努めます。

また、高齢者や障害者など、情報・通信技術の利用に困難を抱える、いわゆる「情報弱者」に対する配慮や、情報のユニバーサルデザイン化の推進にも努めます。

(1) 個人情報の保護

各種情報システムの中には、個人情報を含むものも多く、その適正な管理は必須です。個人情報保護条例を遵守しつつ、個人情報の保護に向けて万全の体制の強化と細心の注意を払います。

(2) セキュリティ対策

情報セキュリティポリシーに準拠した、人的、物理的、技術的なセキュリティ対策を講じることで、安全で安心な情報システムの管理運用に努めます。

特に人的セキュリティ対策として、セキュリティ研修やセキュリティ監査を実施するなど対策強化に努めます。

(3) 知的財産権の保護

インターネットの普及により、個人でさまざまなデータを収集・加工できる環境が整っていることから、著作権をはじめ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的所有権の保護には、今まで以上の注意を払う必要があります。

本町においても、ソフトウェアやデータベースの運用などにおいて、その適正な取り扱いに努めます。

(4) 情報弱者への対応

I C Tに不慣れな方が相対的に不利な立場に追いやられないよう、情報リテラシーの向上や、I C Tならではの便利な支援機能を活用していただけるよう、動機づけを進める必要があります。

また、障害者や高齢者、外国人などに配慮し、各種情報発信方法を多様化することにより、どんな人にも必要な情報が伝わるよう努めます。

